

じょうほく こうとうがっこう 城北つばさ高等学校

ちゅうかんぶ せいとこころえ 昼間部 生徒心得

せいとしどうじゅうてんもくひょう 生徒指導重点目標：

しゃかい けいせいしゃ ひつよう ししつ やしな み
「社会の形成者として必要な資質を養い身につけさせる」

しゃかい なか い
～社会の中でよりよく生きていけるように～

もくひょう すがた 目標とする姿

たが ちが みと あ しゃかいじん こうどう
◎互いの違いを認め合い、社会人としてふさわしい行動ができる

☆コミュニケーションについて

- あいきつ だけい ことばづか きべつてき はつげん
・挨拶ができる ・正しい言葉遣いができる（差別的な発言をしない）
- ほうこく たいせつ れんらく ちこく けっせき そうだん こま
・報告（大切なことなど）、連絡（遅刻や欠席など）、相談（困ったことなど）ができる

☆自己管理について

- じかん きじつ まも せいりせいとん
・時間や期日を守ることができる ・整理整頓ができる
- そうじ いっしょうけんめい わす もの もの たいせつ
・掃除を一生懸命にする ・忘れ物をしない ・物を大切にす
- おう み ととの
・TPOに応じた身だしなみを整えることができる

ちょうせん おそ せいこう しっぱい う と じぶんじしん せいちょう つな
◎挑戦することを恐れず、成功や失敗を受け止め、自分自身の成長に繋げることができる

[1] 学校生活上の諸規程

1 制服について

- (1) 登下校時及び校内では、本校指定の制服を着用する。
- (2) 式典・全校集会・考査は正装を心がける。また、その他指示があった場合はその指示に従うこと。
- (3) 事由があって当面の期間、制服が着用できないときには、「異装願」を担任へ提出し許可を得る。

2 履物について

- (1) 通学靴は運動靴または革靴とする。(雨天時は雨靴でもよい)
- (2) 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。

3 鞆について

指定はしない。ただし、教材等を安全に持ち運ぶことができるものとする。

4 その他身だしなみについて

- (1) 頭髪の染色・脱色はしない。また、加工や手入れで色落ちすることが無いように心がける。
※色落ち等をした場合は、教員に相談すること。
- (2) 登下校時及び校内ではピアスを着用しないことを心がける。

5 携帯電話・スマートフォンの取扱いと指導

- (1) 授業中(HR・行事・清掃等)は、音が出ないようにしてから、鞆・ロッカーに入れる。
- (2) 授業時間(HR・行事・清掃等)を除いて使用を認める。ただし、周囲への配慮は十分にする。
特に歩きスマホや、音を出しての使用はしない。校内での動画・写真撮影は許可なく行わない。
※SNS等による誹謗中傷、情報モラルやマナーが守れない場合、特別指導とすることがある。

[2] 登下校について

- 1 公共交通機関(電車・バス等)を利用する生徒は、マナーを守り、一般の乗客に迷惑をかけない。
- 2 保護者が送迎する場合、学校周辺の地域の方の迷惑にならない場所を原則とする。(怪我等で送迎により校内に乗り入れる場合、事前に担任に申し出て許可を得る)
- 3 自転車通学は許可制とする。「自転車通学許可願」を提出し、許可条件を守り事故のないようにする。
- 4 原動機付自転車、バイク、自動車、電動キックボード等での登下校はしない。(※学校行事を含む)

[3] 校外生活における注意事項

1 外出について

- (1) 法律で立ち入りが禁じられている場所へは行かない。
- (2) ラーケーションを利用する場合は、所定の申請手続きを行う。
- (3) 旅行等のために、「学割証」の発行を希望する場合は、担任に申し出る。

2 アルバイトについて

アルバイトを希望する場合は事前に「アルバイト等就業届」を提出し、校長の許可を得る。法令を遵守した職種・時間帯で行い、学業に支障のないようにする。(「アルバイト等就業届」の裏面参照)

[4] 欠席・遅刻・早退等について

1 欠席について

- (1) 欠席する場合は、原則として保護者から8:00~8:25の間に学校に連絡をする。
- (2) 連絡手段として、欠席遅刻連絡フォームを利用する。

ただし、個別相談や緊急の連絡は電話連絡でもよい。

【 城北つばさ高校(昼間部) TEL 052-911-4421 】



城北つばさ高校
欠席遅刻連絡フォーム
<https://forms.gle/Gi5FnNfBL8ZiHDdV8>

2 遅刻について

- (1) 遅刻する恐れのある場合は、早い段階で連絡を入れることを心がける。
- (2) 始業（8時40分）チャイムの鳴り終わった時点で、教室にいない場合は遅刻とする。
8時35分に教室待機できるように心がける。
- (3) 遅刻した生徒は、職員室で「遅刻カード」に必要事項を記入し、教員のサインをもらい、許可を得てから教室へ入室する。

3 早退について

- (1) 必ず担任もしくは学年の教員の許可を得て、職員室で所定の早退手続きを取る。
- (2) 帰宅したら学校へ電話にて帰着連絡をする。（学校電話番号：052-911-4421）

[5] 交通安全について

1 自転車通学の許可

- (1) 「自転車通学許可願」を提出し、許可された者に限る。
- (2) 特殊な自転車は使用しないこと。
ア ライト、ベル、反射鏡、スタンド、鍵、防犯登録のないもの、整備不良で危険なもの
イ その他生徒指導部で判断したもの（高価な自転車も含む）
- (3) 防犯登録をし、学校指定のステッカーを必ず貼付すること。
- (4) 自転車通学者は自転車保険に必ず加入すること。
- (5) 自転車は常に整備し、特に灯火、ブレーキ、後尾反射鏡の故障の車体は使用しないこと。
- (6) 雨天時に自転車に乗車する際には雨合羽を着用すること。
- (7) 自転車は校内自転車置き場の指定された駐輪場に整頓して置き、必ず施錠すること。
- (8) 校内では自転車から降りて移動すること。
- (9) 登下校時はヘルメットを着用することが望ましい。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました

2 自転車運転の注意事項

道路交通法や愛知県条例に準じて自転車を使用する。

3 交通事故に関して

- (1) 人命救助や自身の安全の確保を最優先し、その後、警察・家庭・学校へ連絡する。
- (2) 軽い怪我、接触程度でも生徒指導部へ「交通事故報告書」を提出する。

[6] 生徒の安全確保及び学校の安全管理について

- 1 校外で不審者に遭遇し、危険を感じた時は、近くの一一般人に分かるよう大声を出す等をして知らせる。
近くに人がいない場合は、近所の家や店舗へ逃げ込むか、道路を走行している運転者等に助けを求める。
- 2 不審だと思われる人物を目撃、または情報を得た場合は、警察・家庭・学校に直ちに連絡する。また、学校は状況を把握し、関係機関へ生徒指導部から連絡・通報する。
- 3 登下校は可能な限り複数とし、人気がない場所を避ける。また、緊急避難場所の確認をしておくなど、緊急時にどう対応するかを常に念頭において行動する。
- 4 携帯電話・スマートフォンやインターネット等に関するメールなどの利用には十分注意するとともに、面識がない人との接触は避ける。

とくべつしどう 特別指導について

あんしんあんぜん がっこうせいいかつ おく つぎ たにん きがい あた こうい じんけんしんがい ほうれいいはん はんざいこうい もの とくべつしどう たいしやう
安心安全に学校生活を送るために、次のような他人に危害を与える行為、人権侵害、法令違反や犯罪行為をした者は特別指導の対象とする

とくべつしどう かか そち してん ○特別指導に関わる措置の視点

- ・ いじめ ・ いやがらせ ・ 誹謗中傷 ・ 飲酒 ・ 喫煙 ・ 窃盗 ・ 盗撮 ・ 交通違反
- ・ 暴力行為 ・ 強要行為 ・ 器物破損 ・ 賭博 ・ 不健全娯楽 ・ 禁止薬物使用
- ・ 指導無視 ・ 授業妨害 ・ 怠業 ・ 不正行為 ・ 粗暴行為 ・ 暴言 ・ 情報モラル違反
- ・ 深夜徘徊 ・ 家出 ・ 飲酒喫煙同席 ・ 校外内における不適切な行為や迷惑行為
- ・ 原付、バイク、自動車などでの登下校 など

び 考 備 考

- 1 18歳以上の生徒も、登下校中、制服着用時にパチンコ店等の利用を禁止する。また、20歳以上の生徒も、校内及び登下校中、制服着用時に飲酒・喫煙行為、公営ギャンブルの利用は禁止する。
- 2 教員の指示を聞かず、本校生徒としてふさわしくない行為を行った場合も特別指導を行うことがある。
- 3 特別指導となった場合は、学校長からの指導を終えたのちに教室に復帰する。
- 4 特別指導の申し渡しは学校長から行われるものとし、原則として保護者同席で行うこととする。
- 5 特別指導を繰り返し行っても改善が見られないと学校が判断した場合や、他者に対する一方的ないじめや暴力行為、禁止薬物の使用、校内において窃盗や盗撮をした生徒については、その後の登校を認めない場合がある。
- 6 犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づき懲戒や出席停止等の措置を含め対応する。

こうそく みなお 校則の見直しについて

ねんかん かいていど こうそくけんとういんかい かいまい せいと きやういん ぼごしゅ てきぎいけん こうかん こうそく みなお けんとう
年間3回程度、校則検討委員会を開催し、生徒・教員・保護者が適宜意見を交換し、校則の見直しを検討する。
なお、校則検討委員会の構成員は、校長・教頭・生徒指導主事・総務図書主任・生徒会主任・生徒会執行部・PTA役員とする。(生徒会執行部とPTA役員については最低1名選出する)

○1年間の流れ(予定)

- 第1回校則検討委員会 (5月頃) ・ 校則検討委員の決定、現行の校則の確認
- 第2回校則検討委員会 (10月頃) ・ 校則変更案の提案、検討
- 第3回校則検討委員会 (2月頃) ・ 次年度の校則の原案作成

※校則の変更をする場合は、企画委員会・職員会議で議論し、変更について決定する。